

千葉市若葉区と植草学園大学及び植草学園短期大学との

相互連携に関する協定書

千葉市若葉区と植草学園大学及び植草学園短期大学は、相互の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉市若葉区と植草学園大学及び植草学園短期大学の三者（以下「三者」という。）が、相互の連携のもとに、地域の福祉、教育、健康の増進等に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）植草学園大学及び植草学園短期大学の福祉、教育、保健等の専門性を生かした地域貢献に関すること。
- （2）若葉区の施策の推進や地域の課題解決のための大学の知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- （3）大学における教育研究及び人材育成に関すること。
- （4）地域と連携した防災対策に関すること。
- （5）学生のボランティア活動に関すること。
- （6）生涯学習に関すること。
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 三者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第4条 三者は、本協定に基づく連携に当たり知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項並びに連携細目等の具体的事項については、三者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 9月29日

千葉県若葉区桜木北2丁目1番1号

千葉県若葉区長 岩 成 一 弘 印

千葉県若葉区小倉町1639番3

植草学園大学長 小 出 進 印

千葉県若葉区小倉町1639番3

植草学園短期大学長 中 坪 晃 一 印